

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第73号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第69条第2号中「100分の108を乗じて」を「消費税額等相当額を加えて」に改める。

第110条第1項各号列記以外の部分中「卸売価格（条例第49条第4項に規定する卸売価格をいう。以下同じ。）」を「卸売決定価格」に、「含む」を「除く」に改める。

別表第2備考中「の卸売価格」の右に「（条例第49条第4項に規定する卸売価格をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第7 1使用料の欄を次のように改める。

使 用 料
卸売決定価格の合計額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額
条例第50条第2項の許可を受け、買入れて販売した物品の売上金額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額
売上金額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額
売上金額の1,000分の2に相当する額に100分の110を乗じて得た額
売上金額の1,000分の1に相当する額に100分の110を乗じて得た額
円
408
795

2, 1 9 4
1, 4 5 4
1, 4 6 3
2, 4 4 0
1, 9 5 1
1, 6 2 3
1, 2 9 7
2 8 1
2, 4 4 0
5 6 3
4 6 4
1, 3 9 6
2, 4 4 0
9 7
9 7 3
7 0 5
3 2 1
5 5 8
9 6 4
1, 6 0 7
4 9 5
7 0 5
5 0 7
1, 8 3 5
2 1 0
6, 5 9 6, 4 3 5
1, 4 7 8, 7 4 1
1, 0 8 3, 4 3 3
4, 6 2 2, 2 0 0

10,297,100
459,800
144
1,064
1,197
1,694,000
2,357,201
2,270
1,169
936
337
848
790
790
495

別表第7 1備考1中「含む」を「含まない」に改め、同表2使用料の欄を次のように改める。

使 用 料
卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額
円
2,058
2,050
975
2,050
4,440
144
2,525

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)

(中央卸売市場第二市場業務課)